

平成九年総理府令第五十三号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

目次
第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）
第三章 南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）
第四章 削除
第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）
附則

第一章 総則

（南極特別保護地区）

第一条 南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の環境省令で定める南極特別保護地区は、別記のとおりとする。

（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定）
第二条 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号の環境省令で定める農林水産省令の規定は、次に掲げるものとする。
一 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十一年農林省令第五号）第九十条
二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条
三 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十三条

（特定活動に該当する行為）
第三条 法第三条第六号イの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 南極水産動物採捕（南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動物（以下この号において単に「水産動物」という。）の採捕をいう。以下同じ。）に伴う水産動物の混獲
二 南極水産動物採捕に付随する探索及び集魚
三 南極水産動物採捕を目的とした船舶の航行並びに当該航行に付随する物品の運搬及び船舶への補給

四 前三号に掲げるもののほか、前号に規定する船舶内にある者が当該船舶内において行われる行為
第四条 法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給
二 前号に掲げるもののほか、南極地域の海域又は航空機内において行われる行為
第五条 法第三条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

（南極哺乳類）
第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳類に属する種は、別表第二に掲げる種とする。
（南極鳥類）
第七条 法第三条第十一号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

（南極史跡記念物）
第八条 法第三条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。
第二章 南極地域活動計画の確認
（締約国の相当法令の規定により許可等を受けずとする南極地域活動に係る届出）
第九条 法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第一の届出書により行う。

（南極地域活動計画の確認の申請書）
第十条 法第六条第一項の規定により環境大臣に対し行う申請は、様式第一の二の申請書により行う。
2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第二項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）
第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の下欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（南極特別保護地区）との要件
第十二条 法第七条第一項第三号の環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（学識経験のある者からの意見聴取）
第十三条 環境大臣は、法第八条第四項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（南極地域活動計画確認検討委員名簿）
第十四条 環境大臣は、南極地域に関し専門の学識経験のある者の中から、南極地域活動計画確認検討委員を委嘱して南極地域活動計画確認検討委員名簿を作成し、これを公表するものとする。

（南極環境構成要素の観測又は測定の方法）
第十五条 法第八条第五項の規定により行う南極環境構成要素の観測又は測定は、別表第一の上欄に掲げる南極環境構成要素の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる対象から環境大臣があらかじめ指定するものにつき、同表の下欄に掲げる方法から環境大臣があらかじめ指定するものにより、南極地域の環境の保護の観点から必要な限度において環境大臣があらかじめ指定する頻度で行うものとする。

（公告の方法）
第十六条 法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。
（公告する事項）
第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二 申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所
三 法第九条第二項の意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先
四 その他環境大臣が縦覧を適正に行うため必要と認める事項

（承継の届出）
第十八条 法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書により行う。
2 法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の二の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。
一 申請者について相続があった場合 相続があったことを証する書面

二 申請者について合併があった場合 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
三 申請者について分割があった場合 分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「承認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

（行為者証の交付等）
第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。
2 法第十一条第五項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」という。）の様式は、様式第三のとおりとする。
3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。
一 申請をしようとする者が主宰者である場合
イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
二 申請をしようとする者が行為者である場合
イ 当該行為者の住所及び氏名
ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

第三章 南極地域における行為の制限
（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）
第二十条 法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、

合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「承認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

（行為者証の交付等）
第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。
2 法第十一条第五項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」という。）の様式は、様式第三のとおりとする。
3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。
一 申請をしようとする者が主宰者である場合
イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
二 申請をしようとする者が行為者である場合
イ 当該行為者の住所及び氏名
ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

第三章 南極地域における行為の制限
（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）
第二十条 法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、

合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「承認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

（行為者証の交付等）
第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。
2 法第十一条第五項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」という。）の様式は、様式第三のとおりとする。
3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。
一 申請をしようとする者が主宰者である場合
イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
二 申請をしようとする者が行為者である場合
イ 当該行為者の住所及び氏名
ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

第三章 南極地域における行為の制限
（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）
第二十条 法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、

合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「承認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

（行為者証の交付等）
第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。
2 法第十一条第五項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」という。）の様式は、様式第三のとおりとする。
3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。
一 申請をしようとする者が主宰者である場合
イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
二 申請をしようとする者が行為者である場合
イ 当該行為者の住所及び氏名
ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

これらの加工品を除く。以下この条において同じ。）が家さんのものである場合とする。

一 ニューカッスル病、結核及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合

二 環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合

は、南極地域に持ち込む個体が家さん又はCarnis属（イヌ属）の種の個体以外のものである場合とする。

（生きている生物の持込みが禁止されない場合）

第二十一条 法第十四条第二項第二号の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 南極地域に持ち込む生きている生物（ウイルスを含む。以下この条において同じ。）が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合

二 南極水産動物採捕の用に供するために持ち込む場合

三 人体内に通常あり、又は人体若しくは船舶その他の物件に通常付着している生きている生物を持ち込む場合

（処分が禁止される放射性物質）

第二十一条の二 令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百五十九号）第一条第一号から第五号までに掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十一条の第二項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の第三項の確認を受けたものを除く。）とする。

（焼却の方法に関する基準）

第二十二條 法第十六条第一号の環境省令で定める焼却の方法に関する基準は、焼却設備の排出口から火炎及び環境大臣が定める方法により測定した汚染度が五十パーセントを超える黒煙を出さない焼却方法により焼却することとする。

（処分が禁止される液状の廃棄物の基準）

第二十三條 令第三条第四号の環境省令で定める基準は、別表第七の上欄に掲げる物質の種類

とに同表の下欄に掲げる基準値を超えないこととする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（内地の方向に遠く隔たった地域）

第二十四條 法第十六条第二号の環境省令で定める地域は、海岸又は氷棚の先端から内地に向かって五キロメートル以上離れた地域であつて、氷床に覆われたもの（当該地域にある氷床に囲まれた露岩地域を含む。）とする。

（埋立ての方法に関する基準等）

第二十五条 法第十六条第二号の環境省令で定める埋立ての方法に関する基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一 前条で規定する地域にある常設の建築物内において生ずる液状廃棄物を埋立てるものについて生ずる液状廃棄物以外の露岩地域に埋め立てるものでないこと。

二 前条で規定する地域にある氷床に囲まれた露岩地域に埋め立てるものでないこと。

三 当該液状廃棄物が流出しないように埋め立てること。

2 法第十六条第二号の規定により液状廃棄物を処分するに当たっては、氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上を避けるよう努めるものとする。

（海域への排出ができる液状廃棄物の基準）

第二十六條 令第四条第二号の環境省令で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準値に適合することとする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（海域への排出の方法に関する基準等）

第二十七條 法第十六条第三号で定める排出の方法に関する基準は、液状廃棄物に含まれる固形状の物が溶解するまで貯留する処理を行い排出することとする。

2 法第十六条第三号の規定により液状廃棄物を南極地域の陸域から海域に排出するに当たっては、液状廃棄物の初期希釈及び急速な拡散のための条件を備えている海域に排出するよう努めるものとする。

（廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合）

第二十八條 削除

（廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合）

第二十九條 法第十六条第四号に規定する廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそ

れを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 建築物（燃料、衣類、食料その他当該建築物の中にある物品を含む）、機械又はドラム缶の全体が氷雪に埋もれた場合

二 ラジオゾンデ、測風気球その他の気象測器並びに電離層の諸現象並びに宇宙線の観測に用いる器具、器械及び装置（以下この号において「気象測器等」という。）を気象、電離層の諸現象又は宇宙線の観測の用に供するために南極地域において飛ばし、当該気象測器等の回収のために探索する必要がある場合

（やむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微な場合等）

第三十條 法第十六条第五号に規定する南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定めるものは、南極地域の陸域（常設の建築物内を除く。）において生ずるし尿の処分とする。

2 前項のし尿については、できる限り活動の拠点である常設の建築物又は船舶に持ち帰るよう努めるものとする。

（持込みに伴う南極環境影響の程度が軽微な場合）

第三十一條 法第十八条の環境省令で定める南極環境影響の程度が軽微な場合は、同条に規定する南極地域への持込みが禁止される物が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合とする。

（やむを得ない事由がある行為）

第三十二條 法第二十四条第二項の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 南極地域にある建築物又は船舶、航空機、車両若しくは発電機その他の機械であつて、南極地域における生活に必要なものを維持又は修理するために緊急時においてやむを得ずする行為

二 次の各号のいずれかに掲げる事態が生じ、又は生じるおそれのある場合であつて、当該事態を除去し、又は当該事態の発生を回避するために緊急時においてやむを得ずする行為

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼす事態

ロ 南極地域の大气の著しい汚染、水質の著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となる事態

ハ 南極地域の大气の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼす事態

ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させる事態、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる事態その他の種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼす事態

ホ 南極地域の固有の価値であつて重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずる事態

2 法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼす事態

ロ 南極地域の大气の著しい汚染、水質の著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となる事態

ハ 南極地域の大气の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼす事態

ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させる事態、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる事態その他の種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼす事態

ホ 南極地域の固有の価値であつて重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずる事態

2 法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

（書類の經由）

第三十五條 この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあつては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）を經由して提出することができる。

（施行期日）

第一条 この府令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一章（第八条を除く）、第二章、第三十条及び附則第四条の規定 法附則第一条第一号に定める日

二 第八条の規定 議定書附属書Vが日本国について効力を生ずる日

三 第二十一条及び附則第三条の規定 法附則第一条第三号に定める日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 法附則第一条第四号に定める日

（南極特別保護地区に関する経過規定）

第二条 法附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定

める日は、同条第三号に定める日とする。

（南極特別保護地区に関する経過規定）

める日から同条第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「別記のとおり」とあるのは、「別記第一南極特別保護地区から第十四南極特別保護地区までのとおり」とする。

第三條 法附則第六條第三項の環境省令で定める事項は、同条第二項に規定する南極地域活動の目的、時期、場所及び内容とする。

2 法附則第六條第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第一に定める報告書により行う。

(議定書附屬書V発効前の南極特別保護地区に係る条件)

第四條 法附則第七條の規定により読み替えて適用することとされた法第七條第一項第三号の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないこと。
二 科学的調査のため欠くことができないものであること。

附則 (平成二二年八月一四日総理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二三年三月三〇日環境省令第一二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年九月一九日環境省令第二三号)

第一条 この省令は、平成十五年十月二十日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前にされた法第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、法第七條第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年八月一六日環境省令第一九号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年九月十六日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前にされた法第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、法第七條第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年三月四日環境省令第三号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成二七年九月二〇日環境省令第二七号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前にされた法第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、法第七條第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年九月二二日環境省令第二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年九月二二日環境省令第二六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、法第七條第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年一月一〇日環境省令第三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。以下「南極環境保護法」という。)第七條第一項の確認を受けている者又は確認の申請をしていない者の当該確認又は当該申請に係る南極地域活動(南極環境保護法第三條第三号に規定する南極地域活動をいう。)において行う液状廃棄物(南極環境保護法第十六條第二号に規定する液状廃棄物をいう。以下同じ。)の海域への排出に係る液状廃棄物について南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六條に規定する基準については、施行日から六月間は、第四條の規定による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七條 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年三月三〇日環境省令第八号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年四月二〇日環境省令第一一〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二九年八月九日環境省令第一八号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(次条において「法」という。)第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、同条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年九月二一日環境省令第一〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年九月二一日環境省令第一〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年九月二一日環境省令第一〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六條の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七條の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年七月一六日環境省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年八月二二日環境省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした南極地域の環境の保護に関する法律第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二三年九月二九日環境省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この

省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二四年一月二二日環境省令第三五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年八月二七日環境省令第一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年五月三〇日環境省令第二〇号）

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附則（平成二六年八月六日環境省令第二四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年九月一日環境省令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月三十一日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年九月八日環境省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年八月二二日環境省令第二一号）

この省令は、平成二十八年八月三十日から施行する。

附則（平成二九年八月二四日環境省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年八月三十一日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年八月九日環境省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年八月十日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがなされておらず、なお従前の例による。

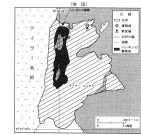
第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものと同みなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

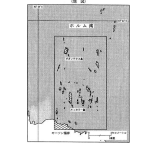
附則（令和元年八月三〇日環境省令第四号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。





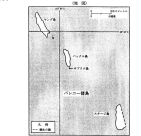
第二種特殊自然保護地区  
志布志半島のラッコラコラコ  
この地区は、南緯緯度22分30秒の緯度線、東経経度130分30秒の経度線、南緯緯度23分30秒の緯度線及び東経経度131分30秒の経度線により囲まれた区域にある島嶼及びその周辺の地域の自然景観が保全される。



第三種特殊自然保護地区  
八重山のグアタラ島及びオパール島  
この地区は、グアタラ島の南緯緯度24分30秒の緯度線及びオパール島の東経経度131分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



第四種特殊自然保護地区  
八重山のタケトミ島  
この地区は、タケトミ島の南緯緯度25分30秒の緯度線及び東経経度131分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



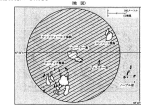
第五種特殊自然保護地区  
伊弉諾島のイリモテ島  
この地区は、伊弉諾島の北緯緯度26分30秒の緯度線、東経経度131分30秒の経度線、南緯緯度27分30秒の緯度線及び東経経度132分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



第六種特殊自然保護地区  
伊弉諾島のイリモテ島  
この地区は、伊弉諾島の北緯緯度26分30秒の緯度線、東経経度131分30秒の経度線、南緯緯度27分30秒の緯度線及び東経経度132分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



第七種特殊自然保護地区  
八重山のタケトミ島  
この地区は、タケトミ島の南緯緯度25分30秒の緯度線及び東経経度131分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



第八種特殊自然保護地区  
八重山のタケトミ島  
この地区は、タケトミ島の南緯緯度25分30秒の緯度線及び東経経度131分30秒の経度線により囲まれた区域の地域の自然景観が保全される。



第九号特別保護地区

ザクヌートン群島のゼノ島

この地区は、南緯68度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線と南緯68度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線との交点とを結ぶ線、南緯68度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線、南緯68度42分40秒の緯度線及び西経20度42分40秒の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



第九号特別保護地区

ザクヌートン群島のリンネ島

この地区は、ザクヌートン群島の中央のリンネ島の南緯74度40メートルと北緯74度40メートルの緯度線とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



第十号特別保護地区

ザクヌートン群島のクヴァムルン島南東部の陸地

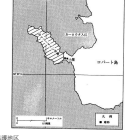
この地区は、南緯72度42分40秒の緯度線、西経14度42分40秒の経度線と南緯72度42分40秒の緯度線、西経14度42分40秒の経度線との交点とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



第十号特別保護地区

ロバート島のクッバーメイン半島

この地区は、クッバーメイン半島南東部の陸地にあるクッバーメイン半島の南緯74度40メートルの緯度線とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



第十一号特別保護地区

ハーメルン島のアーサー・クリップフェルド島

この地区は、アーサー島の南緯74度40メートルの緯度線とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



第十二号特別保護地区

フレムネス島のフレムネス半島

この地区は、南緯72度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線と南緯72度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線との交点とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。

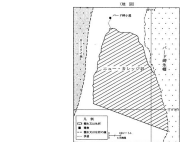


第十三号特別保護地区

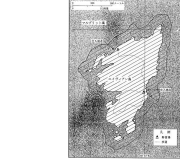
ロバート島のアーサー・クリップフェルド島

この地区は、アーサー島の南緯74度40メートルの緯度線とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。

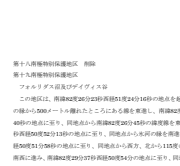
この地区は、南緯72度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線と南緯72度42分40秒の緯度線、西経20度42分40秒の経度線との交点とを結ぶ線及びその直線距離から10メートル以内の海域の区域に付する。



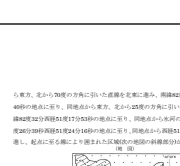
第十七特別警備特別区域  
島根県のマユダスト山麓部のポイント山  
この地区は、マユダスト山麓部にあるポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第十八特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第十九特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第二十特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第二十一特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第二十二特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。



第二十三特別警備特別区域  
福井県の丸山山麓部のポイント山麓部  
この地区は、丸山山麓部のポイント山麓部(面積約400ヘクタール)の  
ところにあるポイント山麓部(面積約40ヘクタール)以内の区域の総面積の約8割を  
占める。

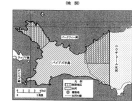




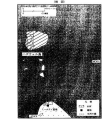
の地点を結ぶ直線、同地点と南緯42度30分14秒東経5度30分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯42度30分14秒東経5度30分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯42度30分14秒東経5度30分22秒の地点を結ぶ直線及び同地点と北点を結ぶ直線に基づき置かれた区域の地図が附図表から成る。



第三十の南緯特別保護地区  
オーストラリア連邦のクィーンズランド州のハイランド  
この地区は、ハイランド州最北の端から北緯21度の南緯の距離が約42分45秒の経度により置かれた区域及び北緯21度の南緯の距離が約20メートルの長さにあるおのり小島の地図が附図表から成る。



第三十一の南緯特別保護地区  
ハイランド  
この地区は、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の緯線を東進し、北緯に至る線により置かれた区域及び同島の地図が附図表から成る。



第三十二の南緯特別保護地区  
オーストラリア連邦のクィーンズランド州のドミナリイ島  
この地区は、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、北緯に至る線により置かれた区域及び同島の地図が附図表から成る。

この地区は、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、北緯に至る線により置かれた区域及び同島の地図が附図表から成る。

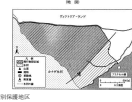


第三十三の南緯特別保護地区  
アムステルダム島  
この地区は、アムステルダム島の北緯21度の南緯の距離が約42分45秒の経度により置かれた区域及び北緯21度の南緯の距離が約20メートルの長さにあるおのり小島の地図が附図表から成る。



第三十四の南緯特別保護地区  
第三十一の南緯特別保護地区  
クィーンズランド州のハイランド島のオーストラリア

この地区は、オーストラリア連邦のクィーンズランド州のハイランド島のオーストラリアの南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、北緯に至る線により置かれた区域及び同島の地図が附図表から成る。



第三十五の南緯特別保護地区  
オーストラリア連邦のクィーンズランド州のドミナリイ島  
この地区は、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から東経129度30分12秒の経度を東進し、南緯46度31分14秒東経129度30分12秒の地点に至り、同地点から南緯46度31分14秒の緯線を東進し、北緯に至る線により置かれた区域及び同島の地図が附図表から成る。

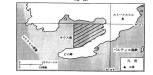






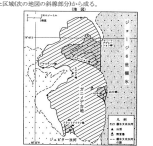


**第四十六番特別保護地区**  
 ポーメル半島のポメル角のオクス島  
 この地区は、海抜最高地点が標高 77 メートルの北海岸線及び南緯緯度線(分)の陸域線により囲まれた島嶼状の陸域部分からなる。

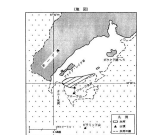


**第四十七番特別保護地区**  
 アムステルダム湾のブレンショーン島及びボムメド島  
 この地区は、ブレンショーン島の南緯緯度線(分)及びボムメド島の北緯緯度線(分)の陸域線により囲まれた島嶼状の陸域部分からなる。ボムメド島の北緯緯度線(分)の陸域線は、ボムメド島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。アムステルダム湾の南緯緯度線(分)の陸域線は、アムステルダム湾の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。アムステルダム湾の北緯緯度線(分)の陸域線は、アムステルダム湾の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。

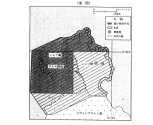
方角に引いた直線を東西向きとし、オランダ島の南緯緯度線(分)及び北緯緯度線(分)の陸域線により囲まれた島嶼状の陸域部分からなる。オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線と一致する。



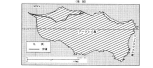
**第四十八番特別保護地区**  
 南緯緯度線(分)のオランダ島  
 この地区は、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線により、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線と一致する。



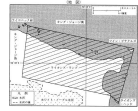
**第四十九番特別保護地区**  
 オランダ島のオランダ島のオランダ島  
 この地区は、オランダ島の南緯緯度線(分)及び北緯緯度線(分)の陸域線により、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線と一致する。



**第五十番特別保護地区**  
 オランダ島のオランダ島のオランダ島  
 この地区は、オランダ島の南緯緯度線(分)及び北緯緯度線(分)の陸域線により、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線と一致する。



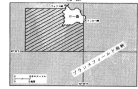
**第五十一番特別保護地区**  
 オランダ島のオランダ島のオランダ島  
 この地区は、オランダ島の南緯緯度線(分)及び北緯緯度線(分)の陸域線により、オランダ島の南緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の北緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の東緯緯度線(分)の陸域線と一致する。オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線は、オランダ島の西緯緯度線(分)の陸域線と一致する。



第五十三府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域の一部

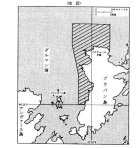
この区域は、アオモリ県トランプのプランクハム工業団地の一部にあり、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、西一帯の緯度線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、南緯35度55分東経140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。



第五十三府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域

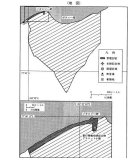
この区域は、南緯35度55分東経140度25分地点と東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、南緯35度55分東経140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線、南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯35度55分東経140度25分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。



第五十四府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域の一部

この区域は、アオモリ県のトランプのプランクハム工業団地の一部にあり、アオモリ県の東緯40度15分南緯141度00分地点と南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線、東緯40度15分南緯141度00分地点と南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線、南緯141度00分東経40度15分地点と南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線、東緯40度15分南緯141度00分地点と南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線、南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯141度00分東経40度15分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。



第五十五府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域の一部

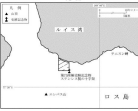
この区域は、アオモリ県の東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。



第五十六府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域の一部

この区域は、アオモリ県の東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。



第五十七府管轄特別区画区域

アオモリ県の区域の一部

この区域は、アオモリ県の東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、東緯35度55分南緯140度25分地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線、南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線及び同地点と南緯140度25分東経35度55分地点を結ぶ直線により围まれた区域の全部の区域が区域となる。







西経129度30分の経線より西に置かれた区域にある陸域内の陸域の面積が認められる。



第七十一南緯特別保護地区

キングジョージ島の北東半島

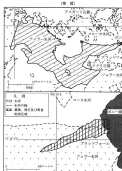
この地区は、南緯42度13'54"の緯線47'54"の地点を起点として、同地点から陸域を北に遡り、南緯42度13'54"の緯線47'54"の地点に達し、同地点から東に遡り、南緯42度14'12"の緯線5'45"48"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、北緯に等なる線により置かれた区域の陸域の面積が認められる。



第七十二南緯特別保護地区

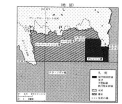
ポトリトランド島のポトリトランド島のポトリトランド島の北東半島の陸域がポトリトランド島の北東半島の陸域を北に遡り、南緯42度14'12"の緯線5'45"48"の地点に達し、同地点から東に遡り、南緯42度14'12"の緯線5'45"48"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、北緯に等なる線により置かれた区域の陸域の面積が認められる。

9. 同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から東に遡り、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、北緯に等なる線により置かれた区域の陸域の面積が認められる。



第七十三南緯特別保護地区

この地区は、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点を起点として、同地点から南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から東に遡り、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、北緯に等なる線により置かれた区域の陸域の面積が認められる。



第七十四南緯特別保護地区

この地区は、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点を起点として、同地点から南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から東に遡り、南緯42度14'12"の緯線4'13'50"の地点に至り、同地点から北東半島の海岸線に沿って遡り、北緯に等なる線により置かれた区域の陸域の面積が認められる。





別表第一 (南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法) (第五条及び第十五条関係)		南極環境構成要素	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法
南極環境構成要素	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法
南極環境構成要素	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の方法

氷雪	南極氷 地形の変化 現地測量又は計測写真撮影による観測	南極氷 地表の土壌 写真撮影による観測	南極氷 地表又は岩石の状態 試料の採取及び分析	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及	南極氷 動物の個体数の調査 目視による構成種及
----	--------------------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名
Arctocephalus	Arctocephalus gazelle (ナンキョクオットセイ)	Arctocephalus	Arctocephalus tropicus (ナンキョクオットセイ)	Hydrurga	Hydrurga leptonyx (ヒョウアザラシ)	Leptonychotes	Leptonychotes weddellii (ウエツデルアザラシ)	Chionis	Chionis alba (サヤハシチ)	Larus	Larus dominicanus (ミニオオセグロカモメ)	Sterna	Sterna paradisaea (キョクアジサシ)

科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名	科名	種名
Hyperoodon	Hyperoodon planifrons (ヒメアシナガウミツバメ)	Mesoplodon	Mesoplodon grayi (ミノオオギハクジラ)	Berardius	Berardius arnuxi (ヒナミツクジラ)	Physeter	Physeter macrocephalus (マッコウクジラ)	Physeter	Physeter catodon (マッコウクジラ)	Globicephala	Globicephala melaleuca (ヒレナゴンドウ)	Lagenorhynchus	Lagenorhynchus cruciger (ダンガラマイルカ)

番号	名称	位置	備考	別表第四 南極史跡記念物(第八条関係)	
				和名	学名
				Macronectes halli (キタオオフルマカモメ)	千九百六十五年
				Pachyptila becheri (ハシボソクジラドリ)	千九百六十年
				Pachyptila desolata (ナンキョクジラドリ)	千九百六十年
				Pagodroma nivea (ユキドリ)	千九百三十年
				Procellaria aequinoctialis (ノドジロクロミズナギドリ)	千九百三十年
				Procellaria cinerea (オオハイロミズナギドリ)	千九百五十八年
				Pterodroma brevirostris (ケルゲレンミズナギドリ)	千九百三十一年
				Pterodroma inexpectata (マダラシロハラミズナギドリ)	千九百三十一年
				Pterodroma lessoni (メグロシロハラミズナギドリ)	千九百三十一年
				Pterodroma mollis (カオジロミズナギドリ)	千九百三十一年
				Puffinus griseus (ハイロミズナギドリ)	千九百三十一年
				Thalassioica antarctica (ナンキョクフルマカモメ)	千九百五十六年
				(四) ペンギン目	
				Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン)	千九百五十六年
				Aptenodytes patagonicus (オウサマペンギン)	千九百五十六年
				Eudyptes chrysocomus (イワトビペンギン)	千九百五十六年
				Eudyptes chrysolopus (イワトビペンギン)	千九百五十六年
				Pygoscelis adeliae (アデリーペンギン)	千九百五十六年
				Pygoscelis antarctica (ヒゲペンギン)	千九百五十六年
				Pygoscelis papua (ジエンツペンギン)	千九百五十六年
				備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	
十	千九百五十六年のオアシス基地	南緯六十六度		千九百五十六年に第一回アルゼンチン内陸極点探検隊により地理学的南極点に立てられた旗竿を記念して昭和基地に建てられた石塚と銘板	南緯九十度
九	任務遂行中に死亡したソヴィエト南極探検隊のソヴィエト、チエコスロバキア、ドイツ民主共東経九十三度	南緯六十六度		千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服六分四十二秒を記念した銘板と共にV. I. 東経五十五度レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物	南緯六十五度
八	ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイフオストク・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチエニグロフを記念する銘板がつけられた	南緯六十六度		千九百三十一年にダグラス・モント・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエストフォール丘陵のウオークエスタウト岩に建てられた石塚	南緯六十八度
七	千九百五十六年に死亡したイブキ島に建てられた銘板のはじめ	南緯六十六度		千九百三十一年にヒューバート・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエストフォール丘陵のウオークエスタウト岩に建てられた石塚	南緯六十八度
六	千九百五十六年に死亡したイブキ島に建てられた銘板のはじめ	南緯六十六度		千九百三十一年にヒューバート・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエストフォール丘陵のウオークエスタウト岩に建てられた石塚	南緯六十八度
五	千九百三十一年にダグラス・モント・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエ	南緯六十七度		千九百三十一年にダグラス・モント・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエ	南緯六十七度
四	千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服六分四十二秒を記念した銘板と共にV. I. 東経五十五度レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物	南緯六十五度		千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服六分四十二秒を記念した銘板と共にV. I. 東経五十五度レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物	南緯六十五度
三	千九百三十年にダグラス・モント・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエ	南緯六十五度		千九百三十年にダグラス・モント・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのウエ	南緯六十五度
二	千九百六十年に死亡した福島紳	南緯六十九度		千九百六十年に死亡した福島紳	南緯六十九度
一	千九百六十五年	南緯九十度		千九百六十五年	南緯九十度
十	た、バンガール丘陵のドプロウオ	東経百度四十		た、バンガール丘陵のドプロウオ	東経百度四十
九	ルスキー基地の地磁気観測所	五分三秒		ルスキー基地の地磁気観測所	五分三秒
八	千九百五十七年のボストーク基	南緯七十八度		千九百五十七年のボストーク基地の開設を記念する銘板がつけられた、地球の地磁気極への最初の横断に開わたった重トラクター	南緯七十八度
七	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
六	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
五	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
四	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
三	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
二	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度
一	千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度		千九百五十六年に死亡したアーネ	南緯七十七度

三	削除	
一	千九百四十七年にグリニッジ島南緯六十二度	
二	のアルツロ・ブラット基地の近二十八分西経	
三	くに建てられたチリの南極水路五十九度四十	
四	測量の基準点を示すコンクリー	
五	トの一本柱	
六	千九百六十年に死亡したゴンサ	南緯六十二度
七	レス・パチエゴを記念して名付二十九分西経	
八	けられたグリニッジ島のアルツ五十九度四十	
九	ロ・ブラット基地の近くの避難	
十	所及び額板のついた十字架	
十一	千九百四十七年にグリニッジ島南緯六十二度	
十二	のアルツロ・ブラット基地に建	五十分西経五
十三	てられたアルツロ・ブラットの	十九度四十一
十四	胸像	
十五	千九百四十七年にグリニッジ島南緯六十二度	
十六	のアルツロ・ブラット基地に建	二十九分西経
十七	てられた木製の十字架と処女カ	五十九度四十
十八	ルメンの像	
十九	千九百四十七年にエドアルト・	南緯六十二度
二十	ダルマンによりキング・ジョー	十四分西経五
二十一	六	十九度三十九
二十二	た金属製の銘板の複製	
二十三	千九百四十八年にベルナルド・	南緯六十三度
二十四	オヒギンス基地の前に建てられ	十九分西経五
二十五	たベルナルド・オヒギンス総司	十七度五十四
二十六	令官の胸像、同年二月十八日に	
二十七	チリ共和国ガブリエル・ゴンザ	
二十八	レス・ヒデラ大統領により開設	
二十九	された旧ベルナルド・オヒギン	
三十	ス南極基地、千九百五十七年八	
三十一	月十二日に南極大陸で死亡した	
三十二	オスカー・イノストローザ・コ	
三十三	ントレラス中尉及びセルジオ・	
三十四	ポンス・テレアルバ中尉を追悼	
三十五	した銘板及びベルナルド・オヒ	
三十六	ギンス基地の周辺にあるパージ	
三十七	ン・デル・カルメン洞窟	
三十八	千九百二十年にオットー・ノルデ	南緯六十四度
三十九	ンショルド率いるスウェーデン	二十二分西経
四十	南極探検隊の本隊によりスノー	五十六度五十
四十一	ヒル島に建てられた小屋	九分

三	千九百三年にスウェーデン南極	南緯六十三度
四	探検隊によりホープ湾に建てら	二十四分西経
五	れた石の小屋	五十六度五十
六	千九百五十五年アルゼンチン	南緯六十三度
七	により建てられた「エスペラン	二十四分西経
八	サ」基地にあるサン・マルティ	五十六度五十
九	ンの胸像、処女ルーファンの像	九分
十	のある小洞窟及び旗柱並びにこ	
十一	の地域で死亡したアルゼンチン	
十二	探検隊員を記念する石碑のある	
十三	墓地	
十四	千九百三年にC・A・ラルセン	南緯六十三度
十五	によりポーレット島に建てられ	三十四分西経
十六	た石の小屋、石塚及び探検隊員	五十五度四十
十七	の墓	
十八	サウス・オークニー諸島のロー	南緯六十度四
十九	リー島のスコシア湾内の地域に	十六分西経四
二十	ある千九百三年にW・S・ブル	十四度四十分
二十一	ース率いるスコットランド探検	
二十二	隊により建てられた石の小屋、	
二十三	千九百五年に建てられたアルゼ	
二十四	ンチンの気象及び磁気観測所並	
二十五	びに千九百三年から十二個の墓	
二十六	のある墓地	
二十七	千九百五十五年にフィルヒナー	南緯七十七度
二十八	棚氷のピエドラブエナ湾のアル	五十二分西経
二十九	ゼンチン基地の北東千三百メー	三十四度三十
三十	トルの地点に建てられ、千九百	七十分
三十一	七十九年にコンフィン海岸にあ	
三十二	るアルゼンチン基地に移された	
三十三	十字架	
三十四	千九百八十二年にプリンセス・	南緯七十度四
三十五	アストリ海岸に上陸した第一次	十五分東経十
三十六	インド南極観測隊を記念してダ	一度三十八分
三十七	クシン・カンゴトリ基地に建て	
三十八	られた同隊隊員の氏名の一覧を	
三十九	記した銘板	
四十	ブラバン島に上陸したアドリア	南緯六十四度
四十一	ン・ジェラシー率いるベルギ	二分西経六十
四十二	ー南極探検隊を記念してメチニ	二度三十四分
四十三	コフ岬の高度七十メートルの地	
四十四	点にあるモレーン頂上に建てら	
四十五	れた銘板	

四	千九百五十年に第三次フランス	南緯六十六度
五	南極探検隊によりテール・アデ	四十九分東経
六	リーに建てられ火災で部分的に	百四十一度二
七	破壊されたポール・マルタン基	十四分
八	地の全ての建物及び設備	
九	千九百五十二年にマリオ・マレ	南緯六十六度
十	ー率いる七名が越冬したテー	四十分東経百
十一	ル・アデーリーのペトレル島のマ	四十度一分
十二	レー基地にある木造の建物	
十三	千九百五十九年に行方不明にな	南緯六十六度
十四	った気象研究員アンドレ・プリ	四十分東経百
十五	ュドームを記念してペトレル島	四十度一分
十六	の北東部の岬に建てられた十	
十七	字架	
十八	千九百五十九年に第一次ポーラ	南緯六十六度
十九	ンド南極探検隊によりバンガー	十六分東経百
二十	丘陵のドブロウオルスキー基地	度四十五分
二十一	に重力加速度の測定のために建	
二十二	てられたコンクリートの柱	
二十三	千九百七十六年に「プロフェツ	南緯六十二度
二十四	ソン・シードレツキー」号及び	十二分西経五
二十五	「タザール」号に乗船していた	十九度一分
二十六	第一次ポーランド南極海洋観測	
二十七	隊の上陸を記念してフアイルズ	
二十八	半島にあるチリ基地の南西にあ	
二十九	る崖に建てられた真鍮の銘板	
三十	千九百七十九年に死亡したウラ	南緯六十二度
三十一	ジーミル・プチャルスキーを記	十三分西経五
三十二	念してアドミラルティ湾のアル	十八度二十八
三十三	ツトウスキー基地の南にある丘	
三十四	に建てられた鉄製の十字架のつ	
三十五	いた墓	
三十六	千九百八十五年に開設された中	南緯六十二度
三十七	国の長城基地を記念してキン	十三分西経五
三十八	グ・ジョージ島のフアイルズ半	十八度五十八
三十九	島に建てられた一本石柱	
四十	千九百十六年の英国船「エンデ	南緯六十一度
四十一	ユアランス」号の遭難者のチリ	三分西経五十
四十二	海軍船による救助を記念してエ	四度五十分
四十三	レファント島に建てられた一本	
四十四	石柱、銘板及びルイス・アルベ	
四十五	ルト・バルド船長の胸像	
四十六	千九百六十五年ロス島のマク	南緯七十七度
四十七	マード基地に建てられたリチャ	五十一分東経

五	ド・E・バードの極地におけ	百六十六度四
六	る功績を記した青銅製の胸像	十分
七	米国の軍南極探検隊及びロンネ	南緯六十八度
八	南極調査探検隊によりストニン	十一分西経六
九	トン島に建てられたイースト基	十七度
十	地の建物及び工作物	
十一	南極半島ダンコ海岸にあるチリ	南緯六十四度
十二	の「ガブリエル・ゴンサレス・	四十九分西経
十三	オーターボート岬小屋の遺構及	一分
十四	びその周辺の工作物	
十五	南極半島地域を探検したアンド	南緯六十二度
十六	ルー・マクファアレンを記念し	三十二分西経
十七	てグリニッジ島のマクファアレ	五十九度四十
十八	ン海峡のヤンキー湾に建てられ	
十九	た銘板	
二十	削除	
二十一	千九百十九年に沈没した「サ	南緯六十二度
二十二	ン・テルモ」号の乗組員を記念	二十八分西経
二十三	してリヴィングストーン島のシ	レ六十度四十六
二十四	フ岬のハーフ・ムーン浜に建て	
二十五	られた石塚	
二十六	千九百三年にアルゼンチン	南緯六十四度
二十七	のコレベット艦「ウルグアイ」	十六分西経五
二十八	号がスウェーデン南極探検隊を	十六度三十九
二十九	救助した記念としてジェーム	
三十	ズ・ロス諸島のシーモール海岸	
三十一	南部のペンギンズ湾に建てられ	
三十二	た銘板と石塚	
三十三	千九百二年にスウェーデン	南緯六十四度
三十四	南極探検隊によりジェームズ・	十七分四十四
三十五	ロス諸島のシーモール島海岸	七・二秒西経
三十六	のペンギンズ湾に建てられた木	五十六度四十
三十七	柱と石塚	
三十八	秒	一分三十三・七
三十九	グアディエ島のロックロイ港に	南緯六十四度
四十	あるタバリン作戦と科学研究の	四十九分西経
四十一	ための基地として建てられたA	六十三度二十
四十二	基地	
四十三	アルゼンチン諸島のウインタ	南緯六十五度
四十四	島にある初期の英国科学基地と	十五分西経六
四十五	して建てられたF基地	十四度十六分





<p>二 次に掲げる場合(植物に限る。)</p> <p>一 鑑賞一 持ち込む生きている生物がCanis属(イヌ属)又は鳥綱に属する種(個体でないこと)。</p> <p>二 滅菌していない土壌とともに持ち込むものではないこと。</p> <p>三 南極地域の動植物との接触を避けるために必要な予防の措置が講じられていること。</p> <p>四 持ち込む生きている生物を南極地域において処分する場合には、法第十六条第一号に規定する方法で行うこと。</p>	<p>類若しくは卵の損傷をしないことは南極鳥類(その卵を含む)の保護</p> <p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な当該地区の管理のための活動(以下この別表において「管理活動」という)に限る。</p> <p>第二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点(南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒)に限り、着陸することができる。</p> <p>第四 原則として、航空機は、ペンギン(別表第三のペンギン科に掲げる種の生きている個</p>
--	---

以下この別表において同じ。)の繁殖地の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

<p>単発式の回転翼航空機</p> <p>高度九百メートル以下</p>	<p>多発式の回転翼航空機</p> <p>高度千五百メートル以下の空域</p>	<p>単発式の飛行機</p> <p>高度九百メートル以下の空域</p>	<p>五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点(南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒)に限り、野営することができる。</p> <p>八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当</p>
-------------------------------------	---	-------------------------------------	--

<p>単発式の飛行機</p> <p>高度九百メートル以下の空域</p>	<p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点(南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒)に限り、野営することができる。</p> <p>八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当</p>
-------------------------------------	--

該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島に立ち入らないこと。</p> <p>第三 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。</p> <p>第四 ギガンテウス島に立ち入る場合は、南極地域の自然環境について専門的な知識を有する者を同行させること。</p> <p>第五 当該地区内にある南極鳥類(別表第三に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。)の繁殖地から二百五十メートル以内の区域では車両を使用しないこと。</p> <p>第六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から五百メートル以上離れた区域(ギガンテウス島を除く)に限り着陸することができる。</p> <p>第七 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、単発式回転翼航空機及び飛行機にあつては、南極鳥類の繁殖地から九百三十メートル以内の区域に、多発式回転翼航空機にあつては、南極鳥類の繁殖地から千五百メートル以内の区域に離着陸しないこと。</p> <p>第八 航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>第九 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>	<p>多発式の回転翼航空機</p> <p>高度千五百メートル以下の空域</p>	<p>単発式の飛行機</p> <p>高度九百メートル以下</p>
--	---	----------------------------------

<p>第十 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>	<p>多発式の回転翼航空機</p> <p>高度千五百メートル以下の空域</p>	<p>単発式の飛行機</p> <p>高度九百メートル以下</p>	<p>第十一 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p> <p>第十二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から二十メートル以内付近に近づかないこと。</p> <p>第十三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>第十四 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>第十五 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第十六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、発動機又は電</p>
---	---	----------------------------------	---

<p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、</p>	<p>五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 147 502 280">多発式の航地表から</td> <td data-bbox="414 280 502 629">高度千五百メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 147 598 280">空機</td> <td data-bbox="502 280 598 629">高度九百三十メートル以下の空域</td> </tr> </table>	多発式の航地表から	高度千五百メートル以下の空域	空機	高度九百三十メートル以下の空域	<p>四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>	<p>三 原則として、回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十分八秒東経百十度二十五分四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。</p>	<p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではで大きな科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>南 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十分八秒東経百十度二十五分四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。</p>	<p>動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。</p> <p>十七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>二十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>二十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
多発式の航地表から	高度千五百メートル以下の空域											
空機	高度九百三十メートル以下の空域											

<p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>	<p>六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>	<p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p>	<p>四 当該地区内では徒歩で移動すること。</p>	<p>三 原則として、回転翼航空機は当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p>	<p>二 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではで大きな科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行つてはならない。</p> <p>七 原則として、オドバード島内では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十二分二十四秒東経百十度三十五分十二秒）に限り、野営することができる。</p> <p>九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
---	--	---------------------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------------------	---	---

<p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p>	<p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>	<p>九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>	<p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液を用いる。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。</p>	<p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>	<p>六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液を用いる。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。</p>	<p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p>	<p>九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--	-------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	---	--

<p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p>	<p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p>	<p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>	<p>九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>	<p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>	<p>六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液を用いる。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。</p>	<p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p>	<p>該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>六 科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>七 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>八 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十五秒東経百七十度十三分三十一秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>九 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従つて離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>十 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>十一 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	---	--	--	---	---

特別三	毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
保護四	毎年四月一日から十二月十五日までの期間、航空機は当該地区の直上空域であつて、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。
地区五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
六	当該地区内において、ペンギンの繁殖地から二百メートル以内の区域では野営しないこと。
七	当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
極二	当該地区への立入りは、北海岸の岩場(南緯六十五度十九分十八秒西経六十四度八分四十六秒)から行うこと。
特別三	当該地区内では車両を使用しないこと。
保護四	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
地区五	当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

多発式の回地表から	高度千メートル以下
転翼航空機	高度千メートル以下
単発式又は地表面から	高度四百メートル以下
双発式の飛	高度四百メートル以下
行機	の空域
多発式の飛地表面から	高度千メートル以下
行機	の空域
(双発式の飛	高度千メートル以下
行機を除く	下の空域

地区	作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
五	原則として、当該地区内では野営しないこと。
六	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
極二	当該地区への立入りは、北海岸の東端(南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分二十秒)から行うこと。
特別三	当該地区内では徒歩で移動すること。
保護四	航空機は、原則として、指定された地点(南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分二十秒)に限り、着陸することができる。
地区五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
六	当該地区内では、指定された地点(南緯六十度三十九分四秒西経四十五度三十六分三十七秒)に限り、野営することができる。
七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

地区	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
極二	原則として、船舶はフォークランド湾又はエレフセン湾にびよう泊しないこと。
特別三	当該地区内では車両を使用しないこと。
保護四	毎年十一月一日から翌年の二月十五日までの期間を除き、航空機は、指定された地点(南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒)に限り、野営することができる。
地区五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
六	原則として、当該地区内では、指定された地点(南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒)に限り、野営することができる。
七	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
極二	原則として、当該地区内では船舶を係留しないこと。

単発式の回地表から	高度七百
転翼航空機	五十メ
トル以下	の空域

<p>特別三 当該地区内では徒歩で移動しないこと。</p> <p>別四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>保五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家さんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第四 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十六分十六秒西経六十四度五分十五秒）に限り、野営することができ、</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>
<p>十 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示された場所から行うこと。</p> <p>第三 当該地区の北東海岸の地点（南緯六十七度五十三分十分西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、着陸することができ、</p> <p>六 毎年十月十五日から翌年の二月二十八日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から十メートル以内付近に近づかないこと。</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができ、</p> <p>九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p>
<p>十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区への立入りは、当該地区の北端（南緯七十七度十三分八秒東経百六十六度二十三分九秒）から行うこと。</p> <p>第三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第四 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>七 回転翼航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域をホバリングしないこと。</p> <p>八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>十一 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十三 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は管理活動のために必要である場合を除き、当該地区の直上空域を飛行してはならない。</p>
<p>特別西経六十八度五十三分三十三秒）又は東海岸にある地点（南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分）から行うこと。</p> <p>保三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 当該地区内では徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行つてはならない。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十分）又は南緯六十七度四十六分二十六秒西経六十八度五十三分一秒）に限り、野営することができ、</p> <p>八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十分）又は南緯六十七度四十六分二十六秒西経六十八度五十三分一秒）に限り、野営することができ、</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は管理活動のために必要である場合を除き、当該地区の直上空域を飛行してはならない。</p>





<p>極四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>五 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>	<p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>第四 原則として、航空機は、当該地区の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>第七 当該地区内では、野営しないこと。</p> <p>第八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>第九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>第十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>
---	--	--

<p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。</p> <p>第二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。また、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間の日出前及び日没後においては、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>第六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 772 630 1019"> <p>ペンギン目十メートルに属する種（繁殖地に限るものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="114 772 359 1019"> <p>Macropterus giganteus（オオブルマカモメ）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1019 630 1120"> <p>ペンギン目五メートルに属する種（換羽中のものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="114 1019 359 1120"> <p>南極哺乳類十メートルのうち、食ル</p> </td> </tr> </table>	<p>ペンギン目十メートルに属する種（繁殖地に限るものに限る。）</p>	<p>Macropterus giganteus（オオブルマカモメ）</p>	<p>ペンギン目五メートルに属する種（換羽中のものに限る。）</p>	<p>南極哺乳類十メートルのうち、食ル</p>
<p>ペンギン目十メートルに属する種（繁殖地に限るものに限る。）</p>	<p>Macropterus giganteus（オオブルマカモメ）</p>					
<p>ペンギン目五メートルに属する種（換羽中のものに限る。）</p>	<p>南極哺乳類十メートルのうち、食ル</p>					

<p>肉目に属する種</p> <p>八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第三 飛行機は、南緯六十二度十七分西経五十九度十分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十二度十九分二十四秒西経五十九度八分四十五秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域を除き、着陸しないこと。</p> <p>第四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>第五 当該地区内では、一回につき六人以下である場合においては、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができない。</p> <p>第六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>第七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>第八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>第九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第三 飛行機は、南緯六十二度十七分西経五十九度十分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十二度十九分二十四秒西経五十九度八分四十五秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域を除き、着陸しないこと。</p> <p>第四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>第五 当該地区内では、一回につき六人以下である場合においては、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができない。</p> <p>第六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>第七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>第八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>第九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p>
--	---	---

<p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十四度九分二十一秒西経六十度五十七分十二秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>第四 前号の規定に従つて離着陸する場合を除き、原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>第六 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>第八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>第九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>第十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>第五 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第六 当該地区内では、一回につき六人以下である場合においては、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができない。</p> <p>第七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>第八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>第九 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>第十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>第十一 当該地区内では、廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>第十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--	--	--

<p>地 区 こと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>五 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十二 当該地区への立入りは、ウィルクス・ヒルトン小屋の北にある地点（南緯六十六度十五分十七秒東経百十度三十一分十四秒）、又は当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、南緯六十六度十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至る線上の地点から行うこと。</p> <p>十三 毎年十月一日から翌年の四月三十日まで期間内は、ペンギンの繁殖地から三十メートル以内の区域に立ち入らないこと。</p> <p>十四 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。ただし、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分十四秒東経百十度三十八分七秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十六度十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から六十八度の方向に引いた直線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）に</p>
---

<p>至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域を除く。</p> <p>五 原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を除去すること。設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>七 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十四 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十五 当該地区内において車両を使用する場合、あざらし等（別表第二の食肉目に掲げる種）を生きている個体をいう。以下この別表において同じ。の繁殖地又は集団から五十メートル以内に近づかないこと。</p> <p>十六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地域内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から九百三十メートル以内の区域には着陸しないこと。</p>
---

<p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合は、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 航空機は当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を除去すること。設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>七 あざらし等の繁殖地又は集団から二百メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十四 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十五 当該地区内では徒歩又は航空機で移動すること。</p> <p>十六 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>十七 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十九秒東経百六十一度四十九分三十五秒）を起点とし、南緯七十七度三十五分五十九秒東経百六十一度四十九分三十五秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>十八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を除去すること。設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p>
---

<p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十九秒東経百六十一度四十九分三十五秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十三 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>十四 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>十五 航空機（回転翼航空機に限る。）は、指定された地点（南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十九秒）又は南緯六十四度四十八分二十二秒西経六十三度四十六分二十四秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>十六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合、かつ、南緯六十四度四十八分三十六秒西経六十三度四十六分五十二秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十三秒西経六十三度四十六分二十四秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分三十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点と</p>
---



<p>八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>五 船舶機又は船外機付きのボートを使用しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>三 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>を結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工物を除去すること。なお、当該工物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十八分三十一秒西経六十三度四十六分四十九秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九 当該地区内に調理していない家さんを持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--	--

<p>十三 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>九 当該地区内には車両を使用しないこと。</p> <p>八 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>六 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内には車両を使用しないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>十四 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>十七 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>十八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p>
---	---

<p>十一 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>六 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第六 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十一 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十二 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十四 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第十七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p>
---	--

<p>十二 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十一 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>六 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第六 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十一 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十二 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十三 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十四 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十五 科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第十七 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十八 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第十九 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二十 当該地区内では必要不可欠な管理活動に限る。</p>
---	--





<p>工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>十二 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>十三 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>十四 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>十七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。</p> <p>第二 原則として、当該地区内に航空機を着陸しないこと。</p> <p>第三 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。</p> <p>第四 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。</p> <p>第五 当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。</p> <p>第六 当該地区内の第十八南極史跡記念物では、金属製のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>第七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>第八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>第九 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第十 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>第十一 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p>
---	---

<p>十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十三 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。</p> <p>第二 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。</p> <p>第三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。</p> <p>第四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。</p> <p>第五 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき五人以上立ち入らないこと。</p> <p>第六 当該地区内の第二十二南極史跡記念物では、金属製のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に四人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>第七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>第八 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第九 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第十 原則として、航空機は当該地区の地表から六十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>第十一 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>第十二 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第十三 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。</p> <p>第十四 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>第十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>
---	--

<p>十六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>十七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>第二 当該地区への立入りは、南緯六十六度十分三十四秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度十三分五十分東経百十度十分十五秒の地点から行うこと。</p> <p>第三 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>第四 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>第五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>第六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="383 1232 686 1500"> <tr> <td>単発式の回地表から 転翼航空機高度九百 及び単発式三十一メ の飛行機 トル以下 の空域</td> <td>多発式の回地表から 転翼航空機 高度千五 百メートル 以下の 空域</td> </tr> </table> <p>第七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>第八 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>第九 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機</p>	単発式の回地表から 転翼航空機高度九百 及び単発式三十一メ の飛行機 トル以下 の空域	多発式の回地表から 転翼航空機 高度千五 百メートル 以下の 空域
単発式の回地表から 転翼航空機高度九百 及び単発式三十一メ の飛行機 トル以下 の空域	多発式の回地表から 転翼航空機 高度千五 百メートル 以下の 空域		

<p>その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td>Macrotelm (科学的調査のために必要な場合)</td> <td>は、二十メートル</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペントル</td> <td>は、二十メートル</td> </tr> <tr> <td>ギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種(オオブルカカモメを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Anteung (オオブルカカモメ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Anteung (オオブルカカモメ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Cathtak (オオブルカカモメ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Kormic (オオブルカカモメ)</td> <td></td> </tr> </table>	Macrotelm (科学的調査のために必要な場合)	は、二十メートル	南極鳥類のうち、ペントル	は、二十メートル	ギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)		南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)		南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種(オオブルカカモメを除く。)		Anteung (オオブルカカモメ)		Anteung (オオブルカカモメ)		Cathtak (オオブルカカモメ)		Kormic (オオブルカカモメ)	
Macrotelm (科学的調査のために必要な場合)	は、二十メートル																		
南極鳥類のうち、ペントル	は、二十メートル																		
ギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)																			
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)																			
南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種(オオブルカカモメを除く。)																			
Anteung (オオブルカカモメ)																			
Anteung (オオブルカカモメ)																			
Cathtak (オオブルカカモメ)																			
Kormic (オオブルカカモメ)																			

<p>トウゾクカ モメ 南極鳥類の五メート うち、ペンル ギン目に属 する種（海 氷上にいる ものに限る ） 南極哺乳類 のうち、食 肉目に属す る種（繁殖 中のものを 除く。）</p>	<p>十一 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十三 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十四 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十七 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 十八 当該地区への立入りは海上、海水上又は空から行うこと。 十九 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 二十 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 二十一 当該地区内では野営しないこと。 二十二 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 二十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p>
---	--

<p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十二 原則として、当該地区内に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 十三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 十四 原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないうこと。 十五 原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 十六 管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 十七 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 十八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 十九 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。 二十 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 二十一 当該地区内の湖で泳がないこと。 二十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 二十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 二十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 二十五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は観光活動に限る。 第二 原則として、当該地区内に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 第三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 第四 原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないうこと。 第五 原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 第六 管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 第七 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 第八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 第九 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。 第十 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 第十一 当該地区内の湖で泳がないこと。 第十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 第十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 第十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 第十五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>
---	---

<p>十六 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十七 当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。 十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 二十 原則として、当該地区内に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 二十一 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 二十二 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 二十三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。 二十四 当該地区内では野営しないこと。 二十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 二十六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 二十七 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 二十八 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。 二十九 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 三十 当該地区内の湖で泳がないこと。 三十一 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 三十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 三十三 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 三十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>	<p>第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 原則として、当該地区内に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 第三 当該地区内では車両を使用しないこと。 第四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。 第五 当該地区内では野営しないこと。 第六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 第七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 第八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 第九 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。 第十 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 第十一 当該地区内の湖で泳がないこと。 第十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 第十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 第十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 第十五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p>
--	---

<p>地は五ノット以下とし、海岸線から五十メートル以内の海域を航行しないこと。 四 当該地区内では車両を使用しないこと。 五 原則として、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 六 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>既知の動物の生息地から七百五十メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域</td> </tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td> <td>既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	既知の動物の生息地から七百五十メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域	多発式の回転翼航空機	既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域	単発式又は双発式の飛行機	既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域
単発式の回転翼航空機	既知の動物の生息地から七百五十メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域						
多発式の回転翼航空機	既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域						
単発式又は双発式の飛行機	既知の動物の生息地から五百メートル以内の空域及びス・カリン・モリスの氷河の直上空域						



び多発式の飛行機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

八 原則として、当該地区内では野営しないこと。

九 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

Macrocropt	百メートル
Antegig	科学的調査に必要な場
sa (オオフ)	合にあつては、営業地から二十
celis	トル
Pygosp	三十メ
adel	トル
iae (ア)	德里ーペン
ギン) (繁殖	地にいるも
に属する)	のに限る。
南極鳥類の	うちペンギ
ン目に属す	る種 (繁殖
の又は換羽	中のものに
限る。)	

南極哺乳類のうち食肉目(幼獣又は幼獣を伴うものに限る。)	Cacthar	キョクオオトウゾクカ	モメ)	南極鳥類のうち、ペン	うち、ペン	氷上にいるものに限る	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(繁殖中のものを除く。)	十一 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十三 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十四 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
------------------------------	---------	------------	-----	------------	-------	------------	-------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	---	-----------------------------	------------------------	---	---

八二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から五百メートル以内の区域では行わないこと。	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	二 当該地区内において車両を使用する場合、ペンギンから五百メートル以内に近づかないこと。	三 飛行機は当該地区内に離着陸しないこと。また、回転翼航空機は、当該地区内のペンギンの集団から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、氷山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年十月二日から翌年の四月三十日までの期間は、離着陸することができる。	四 毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。	五 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。	六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から五百メートル以内の区域では行わないこと。	八二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
---	--	---	--	--	--	---	-----------------------------	--	---	---

八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から百メートル以内に近づかないこと。	三 航空機は、露頭から百メートル以内に着陸しないこと。	四 露頭へは、徒歩で移動すること。	五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	六 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から五百メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。	七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	九 当該地区内に当該地区以外の土壤を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
--------------------------------	-----------------------------------	--	-----------------------------	------------------------	---	--	--	-----------------------------	-------------------	--	--	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	--

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。	一 二 当該地区内では車両を使用しないこと。	三 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下以下の空域を飛行しないこと。	四 科学的調査又は管理活動のために必要な保場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	五 当該地区内では野営しないこと。	六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。	七 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。	八 当該地区内に調理していない家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
-----------------------------	------------------------	---	---	------------------------	---	---	-------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------------	-----------------------------------	--	-----------------------------	---	---

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。	二 原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。	三 航空機は、原則として、別記の地図上に明示された区域に着陸しないこと。	四 原則として、航空機は、別記の地図上に明示された区域の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。	五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	六 原則として、当該地区内では、別記の地図上に明示された区域に野営しないこと。	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。	十三 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。	十四 当該地区内への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。	十五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン) 又は Leptonychotes
--	---------------------------	--------------------------------------	---	--	---	-----------------------------------	-----------------------------	--	----------------------------	------------------------	--	--	-----------------------------------	---

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	六 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	十五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン) 又は Leptonychotes
---	----------------------------	--	-----------------------------------	--	----------------------------	--	--	--	-----------------------------------	---	-----------------------------	---	---	---

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	六 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	十五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン) 又は Leptonychotes
---	----------------------------	--	-----------------------------------	--	----------------------------	--	--	--	-----------------------------------	---	-----------------------------	---	---	---





別表第七 処分が禁止される液状の廃棄物の基準  
(第二十三条関係)

物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
タン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム

別表第八 海域への排出ができる液状廃棄物の基準  
(第二十六条関係)

項目	基準値
水素イオン濃度 (水素指数)	五・〇以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	五以下
(単位) リットルにつきミリグラム	五以下
フエノール類含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	五以下
銅含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	三以下
亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	二以下
溶解性鉄含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	一〇以下
溶解性マンガン含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	一〇以下
クロム含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	二以下
弗素含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	一五以下

様式第一 (第九条関係)

様式第一 (第九条関係) (付録第104-1項第2、3号関係)

環境大臣 宛 高名 様  
住所

貴局の廃棄物の廃棄に際しては、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

目的	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
行先者の氏名	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
業務に就いて廃棄物処理業務を行う法人がある場合は当該法人の名称及び住所並びに当該法人の住所	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
廃棄物処理施設内に含まれる有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

1. 「有害物質の種類及び数量」は、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。有害物質の種類及び数量は、貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

様式第一の二 (第十条関係)

様式第一の二 (第十条関係) (付録第104-1項第2、3号関係)

環境大臣 宛 高名 様  
住所

貴局の廃棄物の廃棄に際しては、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

目的	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
行先者の氏名	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
業務に就いて廃棄物処理業務を行う法人がある場合は当該法人の名称及び住所並びに当該法人の住所	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。
有害物質の種類及び数量	貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

1. 「有害物質の種類及び数量」は、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。有害物質の種類及び数量は、貴局が委託された業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

【注意事項】

1. 本表が他人の機密に当たっては、「本表を他人に提供すること」は、本表の委託業務の遂行に必要とする業務の委託に関する事項について、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

2. 「目的」としては、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

3. 「行先者の氏名」については、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

4. 「業務に就いて廃棄物処理業務を行う法人がある場合は当該法人の名称及び住所並びに当該法人の住所」については、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

5. 「有害物質の種類及び数量」については、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

6. 「有害物質の種類及び数量」については、環境保全を最優先の観点に基づき、取り扱います。

7. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

【図表 1】

計測に含まれる有価物価指数の一覧表

番号	有価物価指数の区分	備考

【調査事例】

- 「有価物価指数の区分」については、その内容を指する適切な名称を記載すること。
- 「調査」については、有価物価指数の区分ごとに採られるべき方法等を必要に応じて記載すること。
- 有価物価指数の区分ごとに、調査対象となる。

【図表 2】

有価物価指数の目的、時期、単位、変更方法等の概要

有価物価指数の区分	番号
目的	
時期	
概況及び主要諸項目	
地域	
変更方法	
有価物価指数の構成	
担当者及び所属	
その他	

【調査事例】

- 調査目的は図表 1 に記載した関与の有価物価指数区分の作成すること。
- 「有価物価指数の区分」及び「調査」については、目的】の有価物価指数の区分及び番号を記載すること。
- 「目的」については、目的に添った有価物価指数区分の作成を目的とし、計測対象の中で有価物価指数区分が持つべき役割・用途を明確にする。
- 「時期」については、有価物価指数区分の更新周期や更新頻度を記載すること。
- 「地域」については、有価物価指数区分の適用範囲を明確に記述すること。
- 「概要及び主要諸項目」については、目的・調査・変更方法等により、有価物価指数区分の作成に必要な事項を記載すること。
- 「担当者及び所属」については、有価物価指数区分の作成を担当する部署・担当者・所属機関等を記載すること。

について記述すること。またこれらの有価物価指数については、できる限り上記の目的に添ったこと。

【有価物価指数の目的】

有価物価指数の区分	調査項目
調査対象の範囲・対象	・調査対象の範囲及び対象 ・範囲・更新の方法及び更新頻度
目的（用途）での分類・調査	・目的・調査の目的（物価・物価・物価、物価、物価、物価） ・範囲・調査の範囲（地域・地域） ・調査の方法（調査の方法） ・調査の単位
調査の目的・調査	・目的・調査の目的（物価・物価、物価、物価、物価） ・調査・調査の更新及び更新頻度
目的の達成への進捗の状況	・目的・調査の目的（物価・物価、物価、物価、物価） ・調査・調査の更新及び更新頻度
目的の達成への進捗の状況	・目的・調査の目的（物価・物価、物価、物価、物価） ・調査・調査の更新及び更新頻度

【有価物価指数の目的】

有価物価指数の区分	調査項目
目的・調査	・調査対象の範囲 ・調査対象の範囲（地域・地域） ・調査の方法（調査の方法） ・調査の単位
調査の目的・調査	・目的・調査の目的（物価・物価、物価、物価、物価） ・調査・調査の更新及び更新頻度
調査の目的・調査	・目的・調査の目的（物価・物価、物価、物価、物価） ・調査・調査の更新及び更新頻度

【有価物価指数の目的】

有価物価指数の区分	調査項目
目的・調査	・調査対象の範囲 ・調査対象の範囲（地域・地域） ・調査の方法（調査の方法） ・調査の単位







調査対象の区分	名称	所在地	調査対象の区分	名称	所在地
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				

1. 調査対象区分 (区分) は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

2. 「区分」は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。調査対象区分の区分は、調査対象区分の区分として記載する。

3. 調査対象区分の区分は、調査対象区分の区分として記載する。

4. 調査対象区分の区分は、調査対象区分の区分として記載する。

調査対象区分 (区分)	名称	所在地	調査対象区分	名称	所在地
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				
	調査対象区分				

本表は、調査対象区分 (区分) は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

本表は、調査対象区分 (区分) は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

本表は、調査対象区分 (区分) は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

本表は、調査対象区分 (区分) は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

[図表 3-4-1] 調査対象区分

調査対象区分	名称	所在地

【調査対象区分】

1. 調査対象区分は、調査対象の区分を調査対象区分として記載する。

2. 「調査対象区分 (区分)」については、現時点で行っている調査等の実施に必要に応じて調査対象区分を調査対象区分として記載する。

3. 「調査対象区分 (区分) 及び調査対象区分」については、調査を行う場所、コンダクト、ドキュメント等の調査に関する調査対象区分の調査対象区分の方法を記載する。

【図表 3-4-1】

階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	番号
階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	
居住者の移動・滞在 （階層別活動区分 1号） A	A-1	居住者の移動、滞在	
		居住者の滞在	
	A-2	居住者の移動	
		居住者の滞在	
通勤・通学・通院・通学 （階層別活動区分 2号） B	B-1	通勤	
		通学	
	B-2	通院	
		通学	
生活サービス・娯楽・文化 （階層別活動区分 3号） C	C-1	娯楽	
		生活サービス	
	C-2	娯楽	
		生活サービス	

階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	番号
居住者の移動・滞在 （階層別活動区分 1号） D	D-1	居住者の移動、滞在	
		居住者の滞在	
	D-2	居住者の移動	
		居住者の滞在	
通勤・通学・通院・通学 （階層別活動区分 2号） E	E-1	通勤	
		通学	
	E-2	通院	
		通学	

【図表 3-4-1】の注

1. 「居住者の移動・滞在」としては、本調査の対象となる居住者の移動・滞在の区分を、階層別活動区分として整理するものとする。
2. 「居住者の移動」としては、居住者の移動・滞在の区分を、階層別活動区分として整理するものとする。
3. 「居住者の滞在」としては、居住者の移動・滞在の区分を、階層別活動区分として整理するものとする。

【図表 3-5】

階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	番号
階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			

【図表 3-5】の注

1. 「目的」としては、階層別活動区分の階層別活動区分を整理するものとする。
2. 「目的」としては、階層別活動区分の階層別活動区分を整理するものとする。

【図表 3-6】

階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	番号
階層別活動区分	階層番号	区分方法の詳細	
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			
階層別活動区分			

【図表 3-6】の注

1. 「目的」としては、階層別活動区分の階層別活動区分を整理するものとする。
2. 「目的」としては、階層別活動区分の階層別活動区分を整理するものとする。



様式第二の一（第十八条関係）

【図表第一】 商標登録出願の申請書の様式

商標登録出願の区分	番 号
商標登録出願の名称	
目的	
内容及び実施方法	
時期	
出願者の氏名	

【記載事項】  
 1. 「目的」については、審査、審査費用資料の請求等の目的を記載すること。  
 2. 「内容及び実施方法」については、要領書、特許出願等を記載すること。  
 3. 「時期」については、当該出願書の提出日をもって記載すること。

様式第二の一（第十八条関係）（平成18年改定）（平成18年04月18日発布）（第一版）

承 認 届 出 書  
年 月 日

商標大臣 様  
住所  
氏名（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）

商標地域の商標の保護に関する法律第4条第1項の規定に基づき、申請書の提出を承認する旨を通知することとします。

商標地域出願の住所等	
都 府 県	〒
市 町 村	番 組
番 地	電話番号（ ）
番 号	—
承 認 届 出 書	
都 府 県	〒
市 町 村	番 組
番 地	電話番号（ ）
番 号	—

- (注) 1. 「商標地域出願の住所等」欄には、引当額を以て算出した商標地域出願に係る商標地域出願の申請書の提出した「商標地域出願の区分」欄に記載した内容及び当該申請書の提出された日（提出された日）を記入すること。  
 2. 出願については、特許庁のホームページを参照のこと。  
 3. 出願により出願者が登録される場合には、「登録料」欄を添付して、すべての登録料を納付する旨を記載すること。  
 4. 出願の大きさは日本標準規格Aとする。

様式第二の二（第十八条関係）

様式第二の二（第十八条関係）（平成18年改定）（平成18年04月18日発布）（第一版）

承 認 申 請 書  
年 月 日

商標大臣 様  
住所  
氏名（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）

商標地域の商標の保護に関する法律第4条第2項の規定に基づき、確認を授けた商標地域出願に係る出願書の提出を承認することとします。

商標地域出願の住所等	
都 府 県	〒
市 町 村	番 組
番 地	電話番号（ ）
番 号	—
承 認 申 請 書	
都 府 県	〒
市 町 村	番 組
番 地	電話番号（ ）
番 号	—

- (注) 1. 「商標地域出願の住所等」欄には、引当額を以て算出した商標地域出願に係る商標地域出願の申請書の提出した「商標地域出願の区分」欄に記載した内容及び当該申請書の提出された日（提出された日）を記入すること。  
 2. 出願については、特許庁のホームページを参照のこと。  
 3. 出願により出願者が登録される場合には、「登録料」欄を添付して、すべての登録料を納付する旨を記載すること。  
 4. 「備考」欄には、特許又は出願の理由、それぞれその旨を記載すること。  
 5. 出願の大きさは日本標準規格Aとする。

様式第二の三（第十九条関係）

様式第二の三（第十九条関係）（平成18年改定）（平成18年07月26日発布）（第一版）

行為差止め申請書  
年 月 日

商標大臣 様  
住所  
氏名（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）

商標地域の商標の保護に関する法律第19条第3項の規定により、次のとおり行為差止めの交付を申請します。

確認を受けた年月日	
商標地域出願の住所等	
商標地域出願の住所等 （出願の内容及び当該申請書の提出された日（提出された日）を記入すること）	
登録料を納付した日（個人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
登録料を納付した日（個人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
備考	

出願の大きさは、日本標準規格Aとする。

様式第三 (第十九条関係) (環境省令第一四九号第一一節第一項) (第1頁)

南極地域観測計画承認  
Certificate of Antarctic Activities

種 別

年 月 日  
yy/mm/44

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで  
Valid: yy/mm/44 through yy/mm/44

環境大臣 印  
Minister of Environment  
Government of Japan

承認地域別名 Date of certification	
出 発 地 (送付及び持帰者の住所) Place of the person person with the issue of the certificate	
承認された南極地域観測計画の事項 Items related to the Antarctic Activities	
目的 Purpose	
時期 Timing	

(第2頁)

通告 Place	
実施方法 Implementation method	
条件 Conditions	

(第3頁)

承認された南極地域観測計画に関連する活動に関する事項  
Items related to the introduction of living organisms or substances which  
constitute the certified Antarctic Activities (Permit under Article 4,  
Annex II to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic  
Treaty)

(第4頁)

承認された南極地域観測計画に関連する活動に関する事項  
Items related to the handling, holding or killing of Antarctic Mammals  
or Antarctic Birds, collecting or detaching the eggs of Antarctic Birds,  
or acting in having an impact on the living or growing conditions or an-  
nouncement of habitats of animals or plants which constitute the certified  
Antarctic Activities (Permit under Article 3, Annex II to the Protocol on  
Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

(第4図)

緑地及び公園緑地等の保全を図る為の環境保全措置地区への出入り口に関する事項  
 Issues related to the entrance to the Atlantic Specialty Protected Area  
 which constitutes the certified Atlantic Fisheries Object under Article  
 3, Annex V to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic  
 Treaty (Article 8 of the Agreed Measures for the Conservation of An-  
 tarcitic Fauna and Flora)

(第5図)

その他  
 Others

(注) この行高を記入のときは、日本標準規格をとする。

様式第四  
 削除  
 様式第五  
 (第三十三条関係)

様式第五 (第三十三条関係) (別添第4号・別添第5号・別添第6号・別添第7号)  
 緊急時行為に係る報告書

年 月 日

環境大臣 官

住所  
 氏名

関係地域の関係の程度に関する当該環境保全措置の程度に減少を報告します。

削減する行為	削減状況

(注)  
 1. 「実施状況」欄に記し、当該行為をした日時、場所、当該行為の実態を記載し、削減行為による関係環境保全措置の程度に減少したことを記載すること。  
 2. 削減の状況は日本標準規格をとする。

様式第四  
 (附則第三条関係)

様式第四 (附則第三条関係) (別添第4号・別添第5号・別添第6号・別添第7号)  
 関係環境保全措置の程度に関する報告書

年 月 日

環境大臣 官

住所  
 氏名

関係地域の関係の程度に関する当該環境保全措置の程度に減少を報告します。

削減する行為	削減状況
関係環境保全措置の程度に減少した行為	
関係環境保全措置の程度に減少した行為	
関係環境保全措置の程度に減少した行為	

(注)  
 1. 同一削減行為を複数回行った場合は、各削減行為の日、削減の場所を記載し、その削減行為の程度に減少したことを記載すること。その削減行為の程度に減少した削減行為は、削減の状況に記入すること。  
 2. 削減の状況は日本標準規格をとする。